○介護サービス情報の公表
「重要事項説明書」のアップロード方法

令和７年度（2025 年度）より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載することが義務化されます。

<u>法人のホームページ等で公開していない場合は、重要事項説明書を PDF、Excel、Word 形式でアップロードする必要があります。</u>

・法人のホームページ等で既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。

・「事業所の特色」のページ最下部、『法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧』の「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）」に「ファイルの選択」で書類をアップロードしてください。